

農地改良届出書の提出要領

1	届出目的	● 農地の生産力を増強するための、埋立てや掘削行為
2	必要書類（2部）	● 農地改良届出書 ● 位置図（住宅地図や都市計画図等）※申請地を明示してください ● 地番表示図 ※公図の写し(法務局または市役所税務課発行のもの)等 ● 造成(配水)方法の分かる図面〔造成(配水)計画概略図〕 ● 土砂搬入・排出経路図 ● 誓約書(届出者及び業者連名の産業廃棄物で埋立しない旨を記載)
3	提出期限	● 農地改良工事に着手する2週間前までに届出書の提出が必要です
4	その他	● 農地所有者又は耕作者の意思により行うもの(請負による場合も含む)であること ● 耕作に適する土を用い、耕作に支障がない時期に短期間(3か月以内)で行うこと ● 周りの状況からみて必要以上の嵩上げや60センチメートル以上掘削する場合は農地法の規定による手続きが必要 ● 借人が農地改良を行う場合は所有者の同意書が必要 ● 工事完了後速やかに完了届出書(完了写真添付)を提出すること
5	問い合わせ	● 瀬戸市農業委員会事務局（瀬戸市役所 都市整備部 農林課 農林係）電話 0561－88－2654